

教職課程履修の手引き

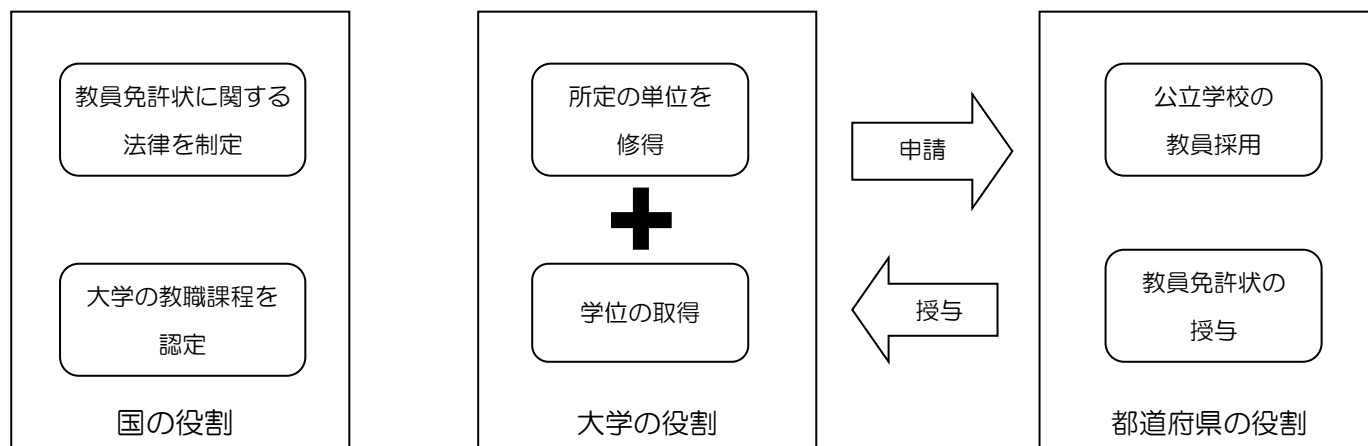
1 教員免許制度の概要

1 相当免許主義

○幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教員は原則として、学校の種類ごとの教員免許状が必要です。

2 免許状の申請と授与

○教員免許状には「普通免許状」「特別免許状」「臨時免許状」の三種類があり、大学の教職課程では学位取得と教職課程における単位の修得により「普通免許状」の申請を行い、都道府県教育委員会から教員免許状が授与されます。



○「普通免許状」は「二種免許状」「一種免許状」「専修免許状」に分かれています。

教員免許状（普通免許状）	概 要
二種免許状 （短期大学）	法令で定められた教職科目を修得し、短期大学を卒業（短期大学士の学位を取得）することで得られる免許状

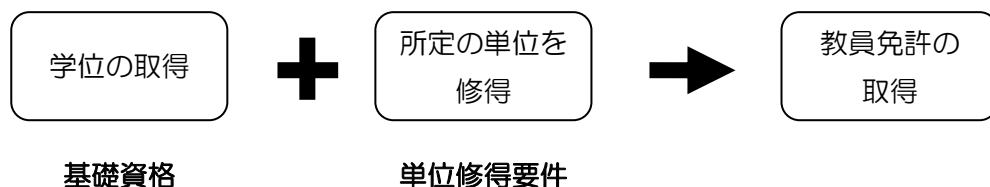
2 本学で取得できる教員免許状

○大学短期大学部で取得できる教員免許状は以下の通りです。

幼稚園教諭二種免許

3 教員免許状の取得条件

○大学短期大学部における「二種免許状」取得には、「基礎資格」と「単位修得要件」の両方を満たす必要があります。



1 基礎資格

○二種免許状：短期大学士の学位を有すること

2 単位修得要件

下記の表は、教育職員免許法施行規則に定められた単位です。教職課程における履修科目（本学開講科目）は各学科のページで確認してください。

※1 養護教諭一種免許状は「養護に関する科目」、栄養教諭一種免許状は「栄養に係わる教育に関する科目」

免許状の種類		幼稚園二種
教育職員免許法施行規則 第66条の6に定める科目	日本国憲法	2
	体育	2
	外国語コミュニケーション	2
	情報機器の操作	2
教職に関する科目		27
教科に関する科目※1		4
教科（養護）又は教職に関する科目		—

○保育科では、1年次前期から4期に渡って開講される「教育実習指導」において教職課程の履修指導が行われます。

4 教職課程にかかる諸費用

1 教職課程履修者納入額

種 別	納 入 金 額	納 入 時 期
教職課程履修料	20,000円	1年次
	22,000円	2年次
教育職員免許状申請料 ※2014年度実績	3,300円	2年次

○教職課程の履修を中止した場合、既納の履修料の返還はいたしません。

○納入は、各学年前期学納金納入時に行う必要があります。

5 教職課程と休学・留学

1 休学

○休学した場合の履修登録は、以下のとおりです。

前期からの1年間休学：その年度の履修登録はできません。

前期期間のみ休学：後期からの履修登録はできます。（通年科目は、履修無効）

後期期間のみ休学：後期の履修登録はできません。（通年科目は、履修無効）

いずれの場合も休学期間終了後に再度履修登録し、履修することになります。科目によっては、履修の順序性があるものもあり、それによって履修の時期がずれ、卒業時までに教職課程の履修が終了しない場合もあります。その場合は、卒業後に科目等履修で修得していくことになります。

休学する場合は、必ず教務課及び各学科の教職担当教員へ相談してください。

2 留学

○留学した場合の履修登録については、休学の場合と同様です。

留学する場合は、必ず教務課及び各学科の教職担当教員へ相談してください。

6 学校ボランティア等

○西南女学院大学では教職課程履修者に対し、積極的なボランティアへの参加を求めています。特に学校ボランティア等、子どもを対象とするボランティアや教育現場でのボランティアは教師を目指す者にとって貴重な学習機会となります。

○これまでも教職課程履修者は、附属シオン山幼稚園や地域の園のボランティアを始め、様々なボランティア活動に従事してきました。また、学科によっては正課の授業に教育現場での体験活動を行うものも準備されています。

各学科には多くのボランティア情報が集まっています。

詳しくは学科教員に確認してください。

○ボランティアの受け入れ先から募集される活動だけでなく、自主的ボランティアなど学生自ら開拓するボランティアもあります。また、教育現場とつながりがある教員の紹介で行うボランティアなどもあります。

○ボランティアとは異なりますが、学童保育のアルバイトを行うなど子どもと触れ合う機会を多く持つことも望まれます。

7 幼稚園への就職

1 公立幼稚園への就職

○公立幼稚園への就職には、教員免許状の取得と県および政令指定都市ごとに毎年行われる教員採用試験に合格することが必要です。

○教員採用試験は例年一次試験が7月後半、二次試験が8月後半に行われており、教員免許状取得見込みの2年次より受験することができます。試験日は自治体により異なり、試験日が重ならない場合は併願することも加算です。また、三次試験まで実施する自治体もあります。

○試験区分は一般教養試験、教職教養試験、専門教養試験、論文、個人および集団面接、討論、実技、模擬授業、適性検査など多岐にわたります。試験区分や内容は自治体によって異なるため、募集要項を確認するとともに過去問で確認しておく必要があります。

2 私立幼稚園への就職

○私立幼稚園は各幼稚園が独自の採用を行っています。私立幼稚園への就職を希望する学生は個別にその幼稚園を受験することになります。

3 採用試験対策

○西南女学院大学短期大学部はこれまでも多くの教師を育ててきました。合格を勝ち取った先輩達に共通していることは、「自分で考え、行動する」ということです。このたくましさこそが厳しい採用試験を乗り越える原動力となります。

○私立幼稚園の採用試験においては一日実習の実施が試験内容に含まれるようになってきています。やみくもに知識を暗記するだけではなく、保育に関する力をバランスよく身につけることが必要です。

○保育科ではただ授業を履修するだけでなく、みなさんの採用試験対策を支援する様々な対策を行っています。自分一人ではなかなか勉強できない論文の添削、面接、集団討論、実技、模擬授業などの指導など。担当教員だけではなく、時には現場で活躍する先輩教師たちも応援に駆けつけてくれます。自ら求める学生には本当に多くの実りがあるでしょう。

4 卒業後の支援

○採用試験に合格した後も長い教員生活を継続的にサポートしていきます。教師になっても大切なのは「自分で考え、行動すること」です。西南女学院大学短期大学部の教職課程を活用するいろんなアイデアをどんどん出してみてください。

8 教員免許状の申請

◆申請手続きについて

教育職員免許状は、基礎資格を取得し、授与を申請した者に対して、各都道府県教育委員会が授与するものです。したがって、教職課程を履修すれば自動的に免許状が授与されるわけではなく、本人の申請がなければ免許状は授与されません。本学では免許状の授与を福岡県教育委員会に一括申請しますが、授与された免許状は全国の都道府県で有効です。

なお、教育職員免許法第五条第1項に「教員免許状が授与されない場合」が定められている。下記に一つでも該当する場合、教職課程を履修しても免許状は授与されません。

- ・成年被後見人又は被保佐人
- ・禁錮以上の刑に処せられた者
- ・免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- ・免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

◆一括申請スケジュール

教育職員免許状一括申請の手続きは、次のスケジュールで行います。しかし、この時点ではまだ「卒業見込」、「教職の単位取得見込」ですから、必要な単位を取得できない場合、免許状は授与されません。

時 期	項 目	内 容
10月中旬	第1回 一括申請説明会	一括申請用調査票及び納金票（申請料）の配付 ・ 一括申請用調査票 本籍地や申請する免許状の種類等を記入し、その場で回収 ・ 納金票（申請料） 必要事項を記入し、後日指定された日時に会計課で納付する
11月中旬	第2回 一括申請説明会	授与願、納付書の記入と確認を説明 ・ 授与願 記載内容の確認及び必要事項の記載、その場で回収 ・ 納付書 必要事項を記載し、その場で回収
3月上旬	教育職員免許状一括申請審査	本学から福岡県教育委員会へ申請
卒業式当日	教育職員免許状交付	卒業式当日に教務課で配付するので、印鑑持参のこと。

【幼稚園教諭二種免許状の場合】

教職課程を履修し、かつその年度に卒業することが確定した者は、3月上旬に本学でとりまとめ、福岡県教育委員会に免許状の授与を一括して申請します。教育委員会より授与された免許状は卒業式当日に手渡します。当日は印鑑が必要です。また、受け取りを忘れた場合は、郵送いたしませんので、必ず教務課窓口で受け取るようにしてください。

◆個人申請対象者

※下記の（１）～（３）に該当する者は、個人申請になります。各都道府県によって取り扱いが異なるため、事前に各自で問い合わせください。

- （１）卒業後４月以降、福岡県外に在住する者
- （２）卒業後４月１日から教員採用内定者
- （３）卒業後４月以降、福岡県内に在住するかわからない者

一括申請の適用除外者については、下記の点に留意の上、個人申請をする必要があります。

（１）申請先

現住所地在を所管する都道府県教育委員会に申請してください。

ただし、４月１日から教員採用内定者については採用内定校を所管する都道府県教育委員会となります。

（２）申請時期

①福岡県教育委員会に申請する場合

事前に電話で予約の上、４月以降に申請しなければなりません。

ただし、４月１日から教員採用内定者については、必ず３月中に申請しなければなりません。

②他の都道府県教育委員会に申請する場合

個人申請の休止期間を定めている場合が多いので、電話等で各都道府県教育委員会に確認してください。特に４月１日からの教員採用内定者は、翌年３月中に確認のうえ、個人申請の手続きをしなければなりません。

③採用試験合格者等４月１日付で栄養教諭として勤務する場合

３月末日付で授与される栄養教諭の免許を取得する必要があるため、個人申請しなければなりません。

ただし、４月１日から教員採用内定者については、必ず３月中に申請しなければなりません。

9 教職課程の指導体制について

本学では、教職課程を履修する学生については次のような指導体制となっています。

教務課

- ・教職課程履修登録に関すること
- ・教育職員免許状の申請に関する事務手続き

学科担当教員

- ・教職教養の指導
- ・履修カルテ記載に関すること
- ・採用試験受験のための学習内容・方法の相談
- ・学校ボランティアの紹介
- ・その他教員になるためのさまざまな相談

◆連絡先

<大学短期大学部>

保育科担当教員 阿南 寿美子 准教授 093-583-5241 anami_s@seinan-jo.ac.jp

<大学・大学短期大学部 教務部・教務課>

教務課 093-583-5700

10 教員免許更新制について

*参考資料：文部科学省初等中等教育局教職員課

◆教員免許更新制の概要

平成 19 年 6 月の改正教育職員免許法の成立により、平成 21 年 4 月 1 日から教員免許更新制が導入されました。

1. 目的

教員免許更新制は、その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すものです。

※ 不適格教員の排除を目的としたものではありません。

2. 基本的な制度設計について

原則的に、有効期間満了日（修了確認期限）の 2 年 2 ヶ月から 2 ヶ月前までの 2 年間に、大学などが開設する 30 時間以上の免許状更新講習を受講・修了した後、免許管理者（都道府県教育委員会）に申請する必要があります。

また、有効期間の延長（修了確認期限の延期）が可能な理由に該当する場合や講習の免除対象者に該当する場合には、そのために必要な申請などの手続きを行います。

3. 更新講習の受講対象者について

- (1) 現職教員
- (2) 実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員
- (3) 教員採用内定者
- (4) 教育委員会や学校法人などが作成した臨時任用（または非常勤）教員リストに登載されている者
- (5) 過去に教員として勤務した経験のある者
- (6) 認定こども園で勤務する保育士
- (7) 認可保育所で勤務する保育士
- (8) 幼稚園を設置している者が設置する認可外保育施設で勤務する保育士

4. 免除対象者について

免許状更新講習を受講せずに免許管理者に申請を行うことによって免許状を更新できる者（免除対象者）は以下のとおりです。

- (1) 優秀教員表彰者
- (2) 教員を指導する立場にある者
 - ・ 校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭または指導教諭
 - ・ 教育長 または指導主事
 - ・ 免許状更新講習の講師

※知識技能が不十分な者は不可

5. 有効期間の延長（修了確認期限の延期）

指導改善研修中や、以下の事由により免許状更新講習を受講・修了することが困難である場合、免許管理者に申請を行うことによって、相当の期間を定めて免許状の有効期間を延長（修了確認期限を延期）することができます。

- （1）休職中であること
 - （2）産休、育休、病気休暇、介護休暇中であること
 - （3）地震、積雪、洪水その他の自然現象により、交通が困難となっていること
 - （4）海外派遣中であること
 - （5）専修免許状取得のための課程に在籍していること
 - （6）教員となった日から有効期間満了日（修了確認期限）までの期間が2年2ヶ月未満であること
- なお、有効期間の延長（修了確認期限の延期）ができる者は以下のとおりです。

○有効期間の延長ができる者

- （1）教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師
- （2）校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舍指導員、学校栄養職員、養護職員
- （3）指導主事、社会教育主事

○修了確認期限の延期ができる者

- （1）教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師
- （2）校長（園長）、副校長（副園長）、教頭
- （3）指導主事、社会教育主事

6. 免許状更新講習について

6.1 免許状更新講習を開設できる者

免許状更新講習を開設することのできる者は以下のとおりです。

- （1）大学、大学共同利用機関
- （2）指定教員養成機関（専修学校などで文部科学大臣の指定を受けているもの）
- （3）都道府県・指定都市等教育委員会

6.2 免許状更新講習の実施形態

講習の開設は、長期休業期間中や土日での開講を基本とするとともに、受講しやすいように、通信・インターネットや放送による形態なども認められています。

6.3 免許状更新講習の講師

免許状更新講習の講師を担当することのできる者は以下のとおりです。

- （1）大学の教授・准教授・講師
- （2）指定教員養成機関、大学共同利用機関の職員
- （3）教育委員会の指導主事

6.4 免許状更新講習の内容

受講者は、本人の専門や課題意識に応じて、教職課程を持つ大学などが開設する講習の中から、

- （1）教育の最新事情に関する事項（12時間以上）
- （2）教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項（18時間以上）

について必要な講習を選択し、受講する必要があります。

今後の教員免許制度については、必ず文部科学省からの情報をご確認ください。

1 1 証明書発行について

教職に関する証明書を発行しています。在学時に発行可能なものと、卒業してから発行が可能なものがあります。

	証明書の種類	内容
在学学生・科目等履修生	成績・単位修得証明書	教員採用試験受験に必要な場合があります。
	卒業見込み証明書	
	教員免許状取得見込み証明書	卒業年次になり、卒業見込み証明書が発行できる学生に対して、教員免許状の取得見込みであることを証明するものです。
	学力に関する証明書	教育職員免許法に基づき、修得した機関・単位を証明するものです。個人申請にて免許を取得しようとする場合に必要になります。

	証明書の種類	内容
卒業生他	学力に関する証明書	教育職員免許法に基づき、修得した機関・単位を証明するものです。卒業後に、教員免許状の授与申請を行う際に必要になります。

◆『学力に関する証明書』は、次のような方を対象に発行しています。

【現在は所要資格がなく、今後教育職員免許状の申請を予定されている方】

卒業時に、教育職員免許状に必要な最低単位を修得せず、卒業後に不足単位を取得希望の場合、免許法に基づき、在学中に修得した単位がどのくらい読替えられるか、確認の為の書類として提出が必要になります。

【新たに（または他の教科の）免許を取得予定の方】

これから取得しようとしてされている教育職員免許状の種類・教科によって、在学中修得した単位をどのくらい読替えられるのかが異なりますので、確認の為の書類として提出が必要になります。

いずれの場合も、提出先により提出書類・様式等が異なる場合があります。必ず事前に提出先にどのような書類が必要かをご確認のうえ、お申し込みください。

※「学力に関する証明書」は、在学時に教職課程を履修していない方にも証明書を発行します。この場合、「教科に関する科目」・「66条の6の科目」の単位及び基礎資格を証明します。この「66条の6の科目」とは、文部科学省令で定める科目「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「情報機器の操作」の4区分のことです。

◆教育職員免許状を紛失された場合は、本学では再発行できません。

【在学中に免許一括申請にて免許状を授与された方】

本学在学中に、免許状一括申請を行った卒業生は福岡県教育委員会に問い合わせてください。

【卒業後に、個人で申請をし、免許状を授与された方】

卒業後に、個人で各都道府県に免許申請を行った方は、申請をした都道府県教育委員会に問い合わせてください。